

# 浜松市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和3年12月15日  
(令和5年3月15日一部改正)  
浜松市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

### 1 農業の現況

本市は、全国で2番目の広大な市域を擁し、首都圏と関西圏の2つの経済圏のほぼ中間に位置し、東西への農産物流通の拠点となる地理的な条件を備えている。

また、地形は、天竜川中流域の急しゅんな中山間地、扇状地に広がる下流域の平野部、河岸段丘の三方原台地、そして浜名湖から太平洋の沿岸部によって形成されており、これらの様々な地形を生かし、特色ある農産物が生産されている。

それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じて担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業等を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

### 2 法的根拠

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）では、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務であると明確に位置づけられている。

法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、浜松市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

### 3 見直し

この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する静岡県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえ、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1 担い手への農地利用集積について

#### (1) 担い手への農地利用集積目標

現状及び目標	管内の農地面積 (A)	農地利用集積面積 (B)	集積率 (B/A×100)
現 状 (令和3年3月)	12,000 ha	4,433 ha	36.9 %
目 標 (令和6年3月)	11,700 ha (推計)	6,397 ha	54.7 %

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

#### 【目標設定の考え方】

市基本構想における集積目標面積から算出

#### (2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進の方法

##### ① 「地域計画」の作成・見直しについて

- ・地域ごとの人と農地の問題解決のため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

##### ② 農地銀行事業

- ・農地の流動化を促進するために、農地所有者から、貸したい・売りたい農地の情報を収集し、その情報をホームページ等で公開することで、広く情報提供する。

##### ③ 農地中間管理機構等との連携

- ・県、市、農地中間管理機構、農業協同組合（以下「農協」という。）、地元土地改良区等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸し付けを希望する農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農業者等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等について情報収集を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地銀行事

業、農地中間管理事業の活用により、農地の出し手と受け手のマッチングを行う。

④農地の利用調整と利用権設定

- ・農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、営農の効率化のため農地の交換等による担い手ごとの営農地の集約化(集団化)や農地の基盤整備事業を活用し、農地の耕作条件改善を促進する。
- ・受け手が少ない又は受け手がいない地域では、一定規模の貸出農地を集積し、農地の基盤整備事業等の活用により耕作しやすい一団農地の整備を促進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

- ①担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は農地の集積率により評価する。
- ②単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

現状及び目標	新規参入経営体 【経営面積・ha】
現 状 (平成 30 年度～令和 2 年度実績平均)	43 【156ha】
目 標 (令和 3 年度～令和 5 年度実績平均)	47 【160ha】

【目標設定の考え方】

浜松市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画から算出

(2) 新規参入（親元就農、法人等を含む。）の促進に向けた具体的な推進の方法

①関係機関との連携

- ・県、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地の借り入れ意向のある新規参入希望者及び市外の認定農業者等を把握し、必要に応じてサポートする。

②企業の農業参入の促進

- ・企業の農業参入については、作物栽培のみならず本業のノウハウを生かした農工商連携や6次産業化等の総合的な農業事業の展開等により、地域の有効な担い手となる期待が高いことから積極的に企業の農業参入を促進する。

③新規就農相談会等への参加について

- ・県、市、農協等と連携し、新規就農相談会等に積極的に参加することで、新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れ体制を整備する。

#### ④農業委員会のフォローアップ活動

- ・新規参入者の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、新規参入者の定着を図るため、参入後の継続的なフォローアップに努める。

### (3) 新規参入の促進の評価方法

- ①新規参入の促進の進捗状況は新規参入者（個人、法人）の数により評価する。
- ②単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 3 遊休農地の発生防止・解消について

### (1) 遊休農地の解消目標

現状及び目標	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B/A×100)
現 状 (令和3年3月)	12,680 ha	680 ha	5.4 %
目 標 (令和6年3月)	12,342 ha (推計)	642 ha	5.2 %

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積

#### 【目標設定の考え方】

県が定めた耕作放棄地アクションプランにおける市の解消目標面積及び実績から算出

### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進の方法

#### ①関係機関との連携

- ・農協、地元土地改良区等と連携し、農業経営規模の縮小や廃止を検討している農業者の情報を早期に把握するとともに、農業調査会等を活用して担い手へつなげ、遊休農地の発生防止に向けた取り組みを行う。

#### ②農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

- ・農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)は推進委員の担当区域ごとに実施し、それぞれの調査方法については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。
- ・利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

- ・利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに農業委員会サポートシステム及び市農地銀行に反映するとともに、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化に努める。

③農地中間管理機構との連携

- ・利用意向調査の結果に基づき、農地中間管理機構への貸し付け手続きを行う。

④非農地判断

- ・利用状況調査により、再生利用が困難と区分された農地については、非農地化に伴う影響を関係機関に確認し、適切に「非農地判断」を行うことで、守るべき農地を明確化する。
- ・非農地判断については、中山間地を優先して行う。

⑤助成事業の活用

- ・市単独の耕作放棄地対策事業等を活用し耕作者が行う農地の再生事業を支援し、遊休農地の解消を図る。

⑥中山間地における遊休農地対策

- ・特に中山間地において担い手不足や鳥獣被害等を原因とした耕作意欲の低下による遊休農地の発生が見られることから、その発生防止や解消に向けた対策を検討する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

- ①遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。
- ②単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4 その他の活動

- ①月例の農業調査会及び農地銀行支店会議において、各区域における農地利用の最適化にかかる情報収集や意見交換を行う。
- ②農地の適正な利用の確認に関する現場活動（農地パトロール）を日常的に実施する。